

平成 14 年 1 月 26 日

各 位

みずほアセット信託銀行株式会社
東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号
(コート番号 8404)

株式会社新潟鐵工所及び関係会社に対する債務免除について

当社取引先である株式会社新潟鐵工所及び関係会社(ニイガタ・ディーゼル部品販売株式会社)の更生計画案が本日の関係人集会において可決されたことから、東京地方裁判所による計画案の認可決定を前提として、株式会社新潟鐵工所及び関係会社向け債権につき、当該更生計画に基づき債務免除を行なうこととなりますのでお知らせ致します。

記

1. 当該取引先の概要

(1)株式会社新潟鐵工所の概要

本 社 所 在 地	東京都大田区蒲田本町一丁目 10 番 1 号
管 財 人 氏 名	小 杉 丈 夫、戸 田 邦 司
資 本 の 額	16,778 百万円

(2)ニイガタ・ディーゼル部品販売株式会社の概要

本 社 所 在 地	東京都大田区蒲田本町一丁目 3 番 20 号
管 財 人 氏 名	小 杉 丈 夫
資 本 の 額	20 百万円

2. 当該取引先に生じた事実及びその事実が生じた年月日

平成 13 年 1 月 27 日、28 日	東京地方裁判所に更生手続開始申立
平成 14 年 1 月 25 日	更生手続開始決定
平成 14 年 1 月 26 日	関係人集会において更生計画案可決

3. 債務免除予定の債権額

東京地方裁判所の認可決定を前提に、株式会社新潟鐵工所及び関係会社に対する貸出債権について、合計で 4,912 百万円の債務免除を行なう予定です。

4. 当該事象が当社の業績に与える影響

本件による当社業績予想に与える影響はありません。

以上

このニュースリリースの発表(1月26日午後5時に実施済み)から12時間以内に本ページをご覧になった方が当社株式の売買等を行った場合には、証券取引法第166条で禁止されている未公表*の重要事項にもとづいた取引を行ったとみなされ、同法に抵触するおそれがありますのでその旨ご注意ください。

*証券取引法および同法施行令により、2つ以上の報道機関に対し企業が当該情報を公開してから12時間が経過した時点をもって公表されたものとみなされます。